

新監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

平成30年6月8日

新潟市監査委員 高井 昭一郎
 同 伊藤 秀夫
 同 渡辺 有子
 同 加藤 大弥

監査結果等に基づく措置

平成29年度第3期定期監査及び行政監査結果報告（平成30年3月26日新監査公表第14号）分

監査の結果等 (指摘・意見)内容	措 置		措置実施部署
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	
<p>《指摘事項》 契約及び行政財産使用許可手続において、不適切な事務処理が行われていたもの（中央区役所区民生活課）</p> <p>本件は、業務委託における契約事務と行政財産使用許可の手続きについて、担当者が失念したことにより事務処理遅延が生じたものである。中央区区民生活課では、公衆トイレ清掃業務委託の入札を平成29年3月29日に実施して落札者を決定したものの、契約書の作成を担当者が失念し、契約が未締結のままとなっていた。落札者は前年度の受託者であったことから、引き続き業務を行っていたが、契約が締結されていないため請求書を発行することが出来ず、平成29年4月から12月分までの委託料1,496,879円が未払状態となっていた。</p> <p>また、平成28年4月1日からの電柱設置の更新に係る行政財産使用許可について、設置者から平成28年2月1日付で申請書が提出されていたものの、担当者が手続きを失念していた。設置者から使用料が未払いである旨の連絡を受けて手続きがされていないことを認識し、平成29年2月1日になって平成28年4月1日からの許可を行っていた。</p> <p>公衆トイレ清掃業務委託は、前年度からの継続的な業務であり、また、電柱設置に伴う使用許可も定期的に申請される事案であったことから、双方ともに業務の進捗状況が課内で確認できる体制であったならば、担当者の失念があったとしても早期に気づき、対応することができたと考えられる。市の不作為によって、9カ月間に渡る未払状態、10カ月間の不許可状態を相手に強いることとなったのは遺憾と言わざるを得ない。今後は、業務の実態や進捗状況を把握し、事務処理遅延が生じないようチェック体制を強化し、適切に処理されるよう留意されたい。</p> <p>【合規性】 ※平成30年4月1日より、区民生活課は窓口サービス課に組織改編されている。</p>	<p>・受託者へ連絡し、契約書を作成して請求書を発行してもらい、支払いを行った。 ・支払事務について財務関係法令を順守するよう指導した。</p> <p>(平成30年1月12日～平成30年1月25日)</p> <p>〔業務委託料支払い〕 本件は、担当者が失念したことが原因であり、既に指摘されていることから、今後、同様の事案が発生しないよう再発防止に努める。</p>	<p>再発防止措置として、ダブルチェックを徹底して行うほか、下記の事項を実施する。 〔業務委託料支払い〕 ・年間の支払一覧表を作成し、支払いが適正に行われているか、複数人で確認する。 〔行政財産使用許可〕 ・申請書の受領から納入確認までのチェックリストを作成し、複数人で確認する。 ・課内の予算資料に、次回の歳入年度を明記し、複数人で把握できるように改善する。 ・2件ある使用許可の許可期間（3年間）の開始日が異なっていたため、同じ許可期間となるよう調整を行った。</p> <p>(平成30年1月15日～)</p>	中央区役所 窓口サービス課
		<p>〔業務委託料支払い〕 庶務研修等の研修の際に、契約事務の執行に遺漏がないよう、改めて周知する。また、現在の契約事務の手引きは、契約事務を一連の流れで確認できるよう改訂したため、手引に沿って適切な事務処理を行うよう周知を行う。</p> <p>(平成30年4月10日～平成30年6月30日)</p>	【制度所管部署】 財務部契約課
	<p>〔行政財産使用許可〕 本件の行政財産使用許可については、平成28年度はすでに遡って許可しているため訂正はできない。 所管課においては、次の対応により適正な実務処理を行う体制を整えることとした。 ① 申請書の受領から納入確認までのチェックリストを作成し、複数人で確認する。 ② 課内の予算資料に、次回の歳入年度を明記し、複数人で把握できるように改善する。 ③ 2件ある使用許可の許可期間（3年間）の開始日が異なっていたため、同じ許可期間となるよう調整する。</p> <p>(平成30年5月2日)</p>	<p>〔行政財産使用許可〕 本件の使用許可事例については、財産管理事務の理解不足によるものであることから、財産事務管理者に実態を確認し、適切な処理を行うように指導するとともに、全庁に対しては研修会等をとって財産管理事務への認識を深め再発の防止に努める。</p> <p>(平成30年5月2日～平成30年5月31日)</p>	【制度所管部署】 財務部財産活用課

監査の結果等 (指摘・意見)内容	措 置		措置実施部署																																																								
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)																																																									
<p>《指摘事項》 未納の道路占用料において、不適切な事務処理が行われていたもの(中央区役所建設課)</p> <p>中央区における道路占用料(市道分)の未収額が増加傾向にあり、特に平成24年度から平成26年度までの3年の間に許可したものの未収額(平成28年度未現在)において、平成24年度許可分は1,191,238円、平成25年度許可分は1,705,193円、平成26年度許可分は3,347,231円と、例年に比べ増加している。道路占用料の時効は5年であることから、平成24年度許可分については既にその全額が不納欠損となる見込みであり、平成25年度及び平成26年度許可分についても、このままでは順次不納欠損となるおそれがある。</p> <p>【表1】H28 区別道路占用料収入未済額 【表2】H28 中央区道路占用料収入未済額の内訳(許可年度別)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【単位:円】</th> <th colspan="3">【単位:円】</th> </tr> <tr> <th>課名</th> <th>収入未済額</th> <th>許可年度</th> <th>収入未済額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木総務課(国県道)</td> <td>167,535</td> <td>平成19年度</td> <td>127,297</td> <td>不納欠損</td> </tr> <tr> <td>北区建設課</td> <td>0</td> <td>平成20年度</td> <td>106,640</td> <td>不納欠損</td> </tr> <tr> <td>東区建設課</td> <td>0</td> <td>平成21年度</td> <td>493,106</td> <td>不納欠損</td> </tr> <tr> <td>中央区建設課</td> <td>6,746,470</td> <td>平成22年度</td> <td>222,159</td> <td>不納欠損</td> </tr> <tr> <td>江南区建設課</td> <td>0</td> <td>平成23年度</td> <td>514,980</td> <td>不納欠損</td> </tr> <tr> <td>秋葉区建設課</td> <td>0</td> <td>平成24年度</td> <td>1,191,238</td> <td rowspan="5">6,746,470</td> </tr> <tr> <td>南区建設課</td> <td>0</td> <td>平成25年度</td> <td>1,705,193</td> </tr> <tr> <td>西区建設課</td> <td>18,884</td> <td>平成26年度</td> <td>3,347,231</td> </tr> <tr> <td>西蒲区建設課</td> <td>0</td> <td>平成27年度</td> <td>196,040</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,932,889</td> <td>平成28年度</td> <td>306,768</td> </tr> </tbody> </table> <p>道路占用料を納付しない者に対する督促については、道路法において道路管理者の義務として定められており、また、督促はその後の滞納処分においても必要な要件となるなど、債権管理における基本であるにもかかわらず、歴代の関係職員は当該未収金の債務者に対して一度も督促をしておらず、中央区のみが何年にもわたり多額の未収金を放置している状況は職務怠慢としかいえない。また、平成27年度以降はこのような状況を問題視し、督促状を送付するようになったものの、現年度分の未納者に対してのみ督促状を送付し、過年度分の未納者に対しては督促状を送付しないなど、当該未収金の不納欠損となった場合には、本市に損害が生じるということの理解に欠け、債権管理の重要性に対する認識が極めて希薄であるといわざるを得ない。</p> <p>当該未収金のうち時効期間が到来していない平成25年度及び平成26年度許可分については直ちにその債務者に対して督促状を送付し、回収に向け最大限努めるとともに、今後は、債権管理の重要性をあらためて認識し、法令等に定められた事務を確実に実施する体制を早急に構築されたい。</p> <p>【合規性】</p>	【単位:円】		【単位:円】			課名	収入未済額	許可年度	収入未済額	備考	土木総務課(国県道)	167,535	平成19年度	127,297	不納欠損	北区建設課	0	平成20年度	106,640	不納欠損	東区建設課	0	平成21年度	493,106	不納欠損	中央区建設課	6,746,470	平成22年度	222,159	不納欠損	江南区建設課	0	平成23年度	514,980	不納欠損	秋葉区建設課	0	平成24年度	1,191,238	6,746,470	南区建設課	0	平成25年度	1,705,193	西区建設課	18,884	平成26年度	3,347,231	西蒲区建設課	0	平成27年度	196,040	合計	6,932,889	平成28年度	306,768	<p>指摘事項についての対応として以下の事項を実施。</p> <p>① 道路占用料未納者の実態を確認。</p> <p>② 平成25年度、平成26年度許可分について督促状を発送。</p> <p>③ 担当職員間で債権管理の重要性を認識するとともに、再発防止策を検討した。</p> <p>(平成30年3月15日～平成30年5月2日)</p> <p>・本件については、所管課において道路占用料の未収額の実態を確認したうえで、未納者に対する督促を行ったこと、また再発防止策を実施していることを確認した。 (平成25年度許可分は平成30年3月15日に、平成26年度許可分は平成30年5月2日にそれぞれ督促状を発送済み。)</p> <p>(平成30年4月4日～平成30年5月2日)</p>	<p>担当職員間で道路占用料徴収事務の手順や関係法令を再確認し、道路占用料徴収事務フローに基づき、毎月未納状況をチェックするとともに、所属内で情報共有を図り、適切な事務処理を実施する。</p> <p>また、未納者が新たに申請書を提出してくる場合は、許可を留保することで、未納を解消する。</p> <p>(平成30年3月15日)</p> <p>・本件事例については、所管課における財産管理事務の理解不足によるものたうえで、今後、今回と同様の状況が判明した場合においては、所管課に対し適切な事務処理を行うよう指導することとする。</p> <p>・また、道路占用事務担当者会議(土木総務課主催で各区建設課担当向けに毎年開催)において、今回指摘のあった事例を紹介し注意喚起を図るとともに、債権管理課において実施する債権管理研修への参加を促し、再発を防止する。</p> <p>(平成30年4月4日～平成31年3月31日)</p>	中央区役所建設課
【単位:円】		【単位:円】																																																									
課名	収入未済額	許可年度	収入未済額	備考																																																							
土木総務課(国県道)	167,535	平成19年度	127,297	不納欠損																																																							
北区建設課	0	平成20年度	106,640	不納欠損																																																							
東区建設課	0	平成21年度	493,106	不納欠損																																																							
中央区建設課	6,746,470	平成22年度	222,159	不納欠損																																																							
江南区建設課	0	平成23年度	514,980	不納欠損																																																							
秋葉区建設課	0	平成24年度	1,191,238	6,746,470																																																							
南区建設課	0	平成25年度	1,705,193																																																								
西区建設課	18,884	平成26年度	3,347,231																																																								
西蒲区建設課	0	平成27年度	196,040																																																								
合計	6,932,889	平成28年度	306,768																																																								
			【制度所管部署】 土木部土木総務課																																																								
			【制度所管部署】 財務部債権管理課																																																								